

第一部

EPAとは？

第二部

EPAを適用するための手続き

－ 休憩時間 5分

第三部

例題：第三者証明制度における手続き

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

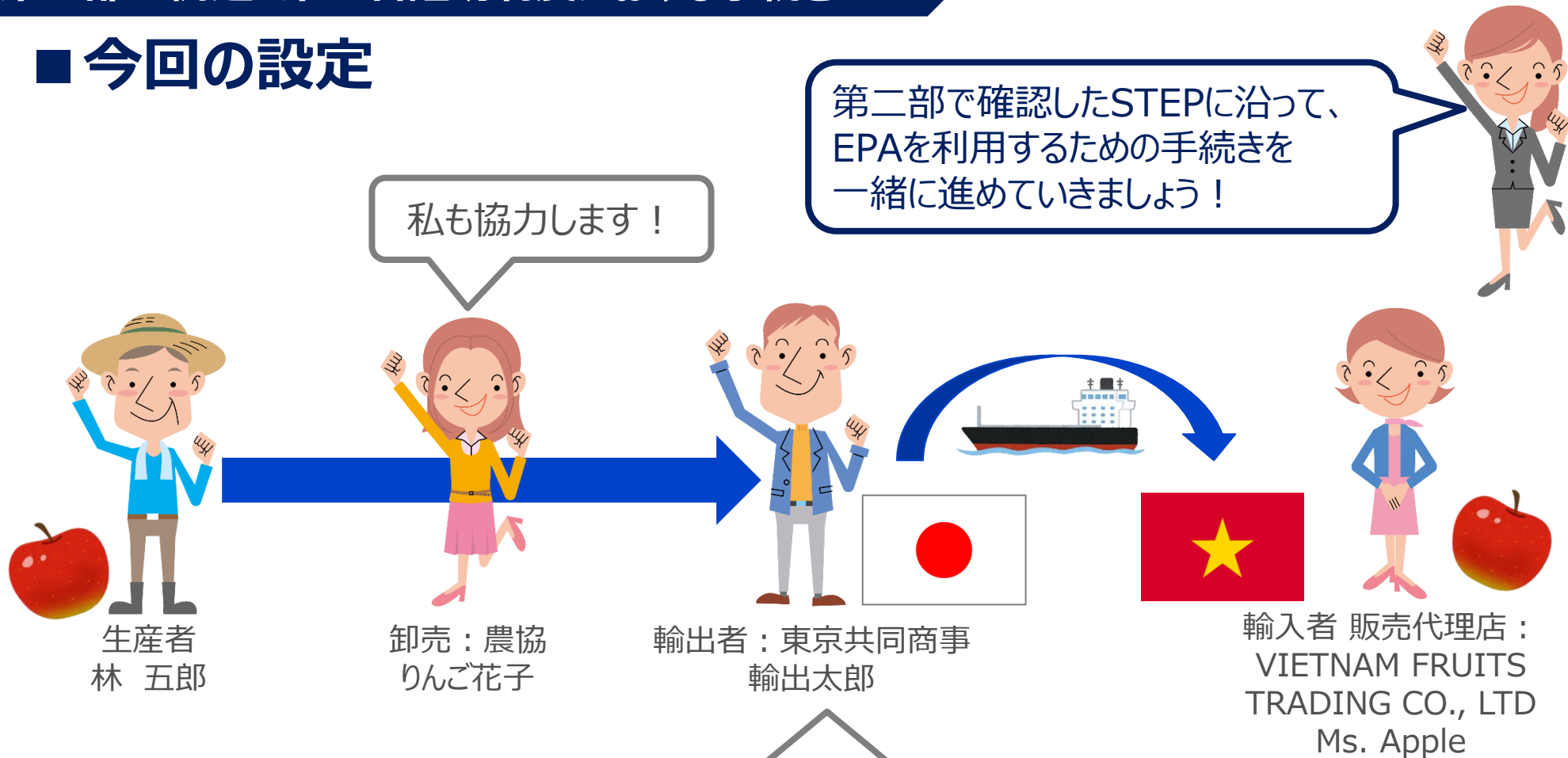
－ 休憩時間 10分

第四部

例題：自己証明制度における手続き

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■ 今回の設定



最近ベトナム向けのりんごを輸出量が伸びないなあ。
ベトナム側の販売代理店が米国産のりんごをプロモーションしているようだ。。
このままじゃ米国産のりんごに負けてしまう。販売代理店にもっと日本産のりんご
を売ってもらえるように、EPAを使って関税削減した分を販売代理店の
インセンティブにしたい！ はじめての挑戦で不安もあるけれど頑張ってみよう！

STEP1 早見表で協定決定



農林水産省が公開しているEPA関税率早見表を見てみましょう！

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html



地域	国名	協定名	使用する HSコード	第三者証明 (商工会議所)	自己申告 (自己証明)	認定輸出者	りんご(生鮮)		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン (AJCEP)	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012		○		8.0%	無税	CC

STEP1 早見表で協定決定



チェックポイントは、
①MFN税率とEPA税率を比較 ②協定 ③証明制度でしたね！

地域	国名	協定名	使用する HS コード	第三者証明 (商工会 議所)	自己申告 (自己証明)	認定輸出者	りんご(生鮮)		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン (AJCEP)	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012		○		8.0%	無税	CC

- ① MFN税率＞EPA税率になっているので、削減効果がありますね！
- ② ＜日ベトナム協定＞ ＜CPTPP＞ は削減効果大きい！
- ③ ＜日ベトナム協定＞ は第三者証明制度、＜CPTPP＞ は自己証明制度

今回は、初めてのEPA挑戦なので、第三者証明制度の
＜日ベトナム協定＞ で進めてみたいと思います！



STEP2 産地を確認



利用協定が決まったら、次は輸出製品の産地を確認しましょう！

出荷伝票

納品日：2021.07.15
東京共同商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JAあおもりんご
青森県果物市リンゴ町1-1

明細

No.	品名	数量	金額
1	青森県産 リンゴ	3箱	****
生産者：林 五郎 果物市リンゴ町2-2 (TEL:017-111-2222)			

出荷伝票で、

- ☑ 生産者名：林 五郎
- ☑ 生産者の所在地・連絡先：果物市リンゴ町2-2(TEL:017-111-2222)
- ☑ 収穫地：青森県

と確認できました！



■STEP3 生産証明書の取得



輸出製品の産地の確認が取れたら、それを生産者に証明してもらう書類「農林産品に係る生産証明書」を入手しましょう！

仕入先である農協さんに「**農林産品に係る生産証明書**」を依頼してみたいと思います！
農協さん、「農林産品に係る生産証明書」の作成をお願い致します。



承知しました！任せて！



重要ポイント

「農林産品に係る生産証明書」の作成者：
生産者 or 生産者から直接集荷・購入した者（農協）
生産者から直接購入していない場合は、取引先を通じて
確認・依頼を進めましょう。

STEP3 生産証明書の取得



「任せて！」なんて言っちゃったけれど、
いったいどうすればいいのかしら・・・



これが、「農林産品に係る生産証明書」のフォーマットです！
一緒に記入していきましょう。

（特定依頼者）殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記欄の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は販売事業者等） 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類：

（注）農林産物の一部は必ず記載してください。

2. H15番号（6桁～8桁）：

3. 収穫地（都道府県名）：

4. その他

□生産者並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定産地証明書の発給から5年間（ただし、日弁士イ協定、日アセアン協定、日イス協定および日ペトナム協定を利用する場合は3年間）は保持するとともに、特約国等の関係ある品、経済産業大臣又は指定産地証明書の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産者等の所在地が「海外（外国）」の場合は、上記を記載してください。

（注）上記の「海外（外国）」は、生産者の連絡先を輸入した者に限ります。

（注）利用する経済連携協定の産地証明（個別産地証明）に合致していることを確認します。特に、日インド経済連携協定については、品目別産地において「特約国」において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該特約国において完全に得られるものであること、と定められている産地は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があるとします。

「農林産品に係る生産証明書」フォーマット

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/nourinsanpin.doc



STEP3 生産証明書の取得

なんだ！結構簡単なんだ！

判定受付番号等：

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

1

(判定依頼者) 殿

2

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

3

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

4

1. 農林産物の種類：

（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。

5

2. 収穫地（都道府県名）：

6

3. 生産者

☐ 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）

☐ 仕入先（別添の一覧表に記載の者）

☐ 仕入先（

7

4. その他

□生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。

（注）上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接集荷・購入した者に限ります。

（注）利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

1

殿

2

年 月 日

3

住所

氏名

印

4

1. 農林産物の種類：

（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。

5

2. 収穫地（都道府県名）：

6

3. 生産者

☐ 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）

☐ 仕入先（別添の一覧表に記載の者）

☐ 仕入先（

7

4. その他

□生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

（注）生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。

（注）上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接集荷・購入した者に限ります。

■STEP3 生産証明書の取得



「農林産品に係る生産証明書」提出します！
引き続き宜しくお願いします！頑張ってくださいね！

農協さん、どうもありがとうございます！
農協さんが協力してくださったおかげでとても助かりました！



無事に入手できてよかったですね！

この証明書を発行できるのは、

生産者 or 生産者から直接集荷・購入した者（農協）
のみです。

生産者・農協から直接購入していない場合は、取引先を通じて確認・依頼を進めていく必要があるので注意してくださいね。

■STEP4 原産地証明書の取得



下準備が整ったら、いよいよ**原産地証明書**のステップに入ります。
今回は、第三者証明制度となりますので、
日商で＜原産品判定依頼＞ ＜発給申請＞
の手続きを進めていきましょう！

「手続き」って難しくてにがてなんだよなあ。



大丈夫です！一緒に一つずつ進めていきましょう。
日商の発給システムを利用するのが初めての場合、
まずは企業登録からスタートしましょう。

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-1企業登録>



企業登録には**6つのステップ**があります。
この流れで手続きを進めていきましょう。

1

「企業登録フォーム」に入力し、送信ボタンをクリック

2

日商からメール受信

3

メールに記載されたURLにアクセスし、「登録申請書」に入力

4

「登録申請書」を印刷し、サイナーの署名を肉筆で記入

5

「履歴事項全部証明書」と「登録申請書」を郵送※1

<郵送先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 電話：03-3283-7850

6

日商システムを利用するためのユーザーID・パスワードを記載した通知書を受け取る

※1：法人ではなく個人の場合は、「住民票の写し」「印鑑証明書」「登録申請書」を郵送します

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-1企業登録>

企業登録の詳細については、こちらも併せてご確認ください



日商ホームページ

➤ 企業登録の流れ

「法人」「個人」を選択後の画面にて、「企業登録フォーム」の入力画面に進むことができます

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

➤ 動画

企業登録についての説明、手続きの流れが4分弱の動画にまとめられています

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html>



重要ポイント

①**1企業1登録** ②**有効期限：2年** ③**登録手数料：無料**

通知書には、発給システム のURL、システムにアクセスするためのユーザID、パスワードが記載されています。発給システムのURLは非公開となっておりますので、**通知書は大切に保管してください。**

STEP4 原産地証明書の取得 <4-2ログイン>

第一種特定原産地証明書発給システム

**特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)**

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

ログイン画面 閉じる

分野別情報

■ 国・地域別情報

アセアン インド

インドネシア オーストラリア

重要情報

代表者・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

NEW 2017/02/28 【重要】第三国インボイスに係る情報の記載漏れについて

<お知らせ>

システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承の程よろしくお願いいたします。

■毎日...6:00AM~8:00AM

<ご利用に際してのご注意>

このシステムは、パソコンのOSはWindows、ブラウザはInternet Explorerにて動作が保証されます。他のブラウザをご利用の際は、システム上ご利用いただけない機能がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。またセキュリティ設定によってはログインできないことがあります。信頼済みサイト



第一種特定原産地証明書発給システム

通知書に記載されているIDとパスワードを入力します！

ユーザーID	
パスワード	

ログイン 終了

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-2-2
テスト商事

テスト 次郎 様

重要
2020年12月16日
日本商工会議所

電子情報処理組織による支援を受けるための
識別番号・暗証番号通知書

「第一種特定原産地証明書発給システム」の識別番号および暗証番号等を通知いたします。

企業登録番号	
署名者（サイナー）名	
識別番号（ユーザID）	
暗証番号（パスワード）	
日商発給システムURL	

注意：Internet ExplorerなどのWebブラウザのアドレスバーに上記URLを直接入力して下さい。
※YahooやGoogleなどのポータルサイトの検索バーに入力しても表示できません。（一般には非公開のため）

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>



第一種特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 08月03日 09時38分現在の【住本 直也】様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。

■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■

1

原産品判定

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品利用状況

発給申請

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

「原産品判定依頼書入力」→「新規入力」
の順でボタンをクリックします！

クレジット決済

原産品判定依頼書一覧

企業情報

判定受付番号		状態	▼	HSコード (先頭一致)	
判定依頼日※		依頼者名 (部分一致)			
原産品判定番号		製品名 (部分一致)			
協定	▼	判定受付事務所	▼	表示件数/条件	▼ 表示可のみ ▼

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)
※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。
※表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

2

新規入力

TSV形式で新規入力

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>

原産品判定依頼書

メニューに戻る

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真実であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと
4. 当社/私は、当該判定依頼書について原産品であると判定を受けた後も、当該原産品が原産地規則等を満たしているかどうかを定期的に確認し、原産性を判断するための要素(特に生産場所、生産工程)に変更があった場合には、原産性の有無をその都度再検証することを誓約します。

注意事項
第一種特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第2項の「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽の資料提出があった場合には、同法第36条の規定による罰則が適用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約し、判定依頼書を記入します。

3 ☒ はい ☐ いいえ

誓約内容にしっかり
目を通してから「はい」を
クリックして先に進もう！



ここでは、協定と判定事務所を選択するぞ。

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

4

協定	日ベトナム協定 ▼	利用する協定を選択してください。
判定事務所	東京事務所 ▼	

判定依頼できる事務所は全国でも限られています。
次ページをご参照ください！



参考：日本商工会議所の判定事務所と発給事務所

日本商工会議所連合会 特定原産地証明担当			TEL : 03-3283-7850
判定	免給	日本商工会議所事務所	電話
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL : 011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL : 022-265-8184
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL : 0765-52-0242
	○	金沢事務所（金沢商工会議所内）	TEL : 076-263-1161
	○	さいたま事務所（さいたま商工会議所内）	TEL : 048-641-0015
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL : 043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL : 03-6364-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL : 045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL : 053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL : 054-353-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL : 0545-52-0995
	○	岐阜事務所（岐阜商工会議所内）	TEL : 058-264-2134
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL : 052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL : 0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL : 0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL : 059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL : 0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL : 075-341-9761
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL : 06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL : 078-303-5807
	○	岡山事務所（岡山商工会議所内）	TEL : 086-232-2262
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL : 082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL : 084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL : 087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL : 092-441-1230
○	○	北九州事務所（北九州商工会議所内）	TEL : 093-541-0185

(出典：日商「特定原産地証明書発給申請マニュアル」) 2021年4月版

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>



次に、**生産者情報**を入力していきましょう！

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該商品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。
(この場合、輸出者は生産者から当該商品に関する情報(証明資料)を入手する必要があります)。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者で

判定依頼者	◎	企業登録番号	A11111111
	◎	和文氏名	輸出 太郎
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	郵便番号	〒100-0005
	◎	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階

判定依頼者の欄は
自動入力されているよ！

■生産者欄

商品の生産者を記入してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に「999999999」(数字9桁)を入力して情報を入力してください。
※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。

5

生産者	企業登録番号・半角英数字	999999999	情報取込
	和文社名(屋号)：全角	JAあおもりんご	
	英文社名：半角		
	電話番号：半角		
	FAX番号：半角		
	E-mail：半角		
	郵便番号：半角数字	〒	
	和文所在地：全角		
英文所在地：半角	, Japan		

**[企業登録番号]欄に
「999999999 (9を9桁)」入力し、
社名などの情報を入力していきます。**
※生産者が企業登録している場合：企業番号欄に企業番号を入力→情報取込むボタンクリック→企業番号に対応した生産者情報が自動で入力されます

日ベトナム協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

6

はい

いいえ

STEP4 原産地証明書の取得 <4-3判定依頼>



次に、**HSコード・産品名・特惠基準**を入力していきましょう！

産品HS
コードを入力

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))

原産品判定の対象となる産品の関税分類番号(半角数字6桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう記入してください。

※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。

※この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of good(s) に反映されます。

※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、**2007年1月1日に改正された統一システム**の番号を記入してください。

(1) 原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)

080810

原産品判定対象の輸出産品名(英文)

APPLE

産品の英語名
を入力

■特惠基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれかが少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

☒ WO

☐ PE

☐ 一般規則

☐ 品目別規則

特惠基準は**WO**を選択
すればいいんだね！

※協定によってはAと書かれている場合もあり
※生鮮果実・野菜の場合

特惠基準を
選択

(3) (2) の「一般規則」

☐ 1

☐ 2

☐ 3

☐ 4

付加価値基準(LVC)

関税番号変更基準(CC/CTH/CTSH)

加工工程基準(SP)

付加価値基準(LVC) + 関税番号変更基準(CTH)

WOの場合ここは
考えなくてもOK！



第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞



次に、**農林産品に係る生産証明書** を添付しましょう！



（判定依頼書記入欄）
判定受付番号等
※判定完了後、判定結果の通知書が送付されます。

2021年 7月 15日

農林産品に係る生産証明書

（住所）青森県黒川市リンゴ町1-1
氏名 山あもりんご 印

產品について、下記のとおりであることを証明します。

1. 農林産物の種類：リンゴ
（注）農林産物の一般的な名称を記載してください。
2. 収穫地（都道府県名）：青森県
3. 生産者
□当方（本表右側の氏名欄に記載の者）
□仕入先（別添の一般表に記載の者）
□仕入先（青森県内で栽培・収穫を行う当該協会の農業者（4.の記録を保存））
4. その他
認定生産者並びに生産者の所在地及び栽培地、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の日から5年間（ただし、日付不特定、日付不特定、日付不特定および日付不特定を利用する場合は3年間）は保存するとともに、締結国等の情報ある品名、経済産業大臣又は指定製造機関の求めに応じて提供することとします。
（注）生産証明書の作成費が「販売し業者等」の請求のみ、上記を請求してください。
（注）上記の「販売し業者等」は、生産者から直接購買・購入した者に限ります。
- （注）利用する認定製造機関の原産地証明（個別原産地証明）に合致していることを確認します。特に、日付不特定を利用する場合は、品目別権利において「権利国」において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該権利国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

（4）典拠書類を選択してください

管理番号	10	カテゴリ選択	11	ファイル選択
1		その他	ファイルを選択	生産証明書.pdf
2			ファイルを選択	選択されていません
3			ファイルを選択	選択されていません
4			ファイルを選択	選択されていません
5			ファイルを選択	選択されていません

☐ メール・FAX等で資料を提出します。

従来通りメール・FAXにて提出する場合は、こちらにチェックを入れてください。

2020年4月6日以降の判定依頼分については、発給システム上で保存書類をアップロードすることができるようになりました。

ファイル形式はPDFのみとなりますのでご注意ください。

次ページにアップロード手順書のURLを掲載しておりますので、ご参照ください。

参考：生産証明書のアップロード方法

特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼における

ファイルアップロード機能について

(判定依頼者向け)

2020年3月31日

(2020年4月6日更新)

日本商工会議所 国際部

本資料は、第一種特定原産地証明書発給システムにおける原産品判定依頼時に「特定原産品であることを明らかにする資料」(以下、典拠書類)の提出を行うための機能(以下、「ファイルアップロード機能」)について、機能の概要やシステムの操作手順を説明する資料です。

判定依頼者におかれては、資料の提出方法として、従来のFAXやEメールによる資料提出に加え、ファイルアップロードにより資料提出が可能となります(本機能の利用を希望しない場合は、FAXやメールにて資料提出を行うことも可能です)。

目次

1. ファイルアップロード機能の概要 (利用前にお読みください)	2
2. ファイルアップロード手順	4
(1) 新規ファイルアップロード	4
(2) アップロードしたファイルの削除(受理・承認後は不可)	7
(3) アップロードしたファイルの差し替え(受理・承認後は不可)	9
3. その他の仕様	11
(1) 通信欄	11
(2) 削除・差し替えの制限(審査者によるロック)	11
(3) 複写機能との関係(典拠書類は複写されません)	11

生産証明書をアップロードする方法については、日商が公開している手順書をご参照ください！



参考

特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能について (判定依頼者向け)

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/2003upload_manual.pdf

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

参考：生産証明書の提出方法

【判定依頼者向けご連絡】全ての原産品判定における資料提出について
(2019年3月11日開始)

2019年3月1日
日本商工会議所

今般、経済産業省より、法律施行規則第四条の二第4項・5項に基づき、全ての原産品判定審査について「特定原産品であることを明らかにする資料」として対比表や計算ワークシート等の提出を受けたうえで審査を実施するよう、指導がありました。これまで、対比表や計算ワークシート等の資料は判定事務所が必要に応じて提出を求めることとしておりましたが、近年、特定原産品でなかったにもかかわらず特定原産地証明書が発給される事案が増えていることから、同省より指導があったものです。

つきましては、2019年3月11日（月）以降に申請していただく全ての原産品判定依頼について、対比表や計算ワークシート等の資料をご提出いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。判定事務所では原産品判定依頼および前記資料の提出をもって審査を開始いたします。資料の提出がない場合は、該当の判定依頼は「保留」状態となります。

日本商工会議所では書類の**全件チェック**を行っています。

生産証明書の提出が無い場合は判定依頼は「保留」状態となりますのでご注意ください。

判定依頼先の商工会議所の受付方法に**合わせ送付**します。



参考

【判定依頼者向けご連絡】全ての原産品判定における資料提出について（2019年3月11日開始）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/190301hant_eishiryo.pdf

2. 事務所別の資料提出方法および提出資料のひな形

- ・ [東京事務所](#)
- ・ [横浜事務所](#)
- ・ [浜松事務所](#)
- ・ [名古屋事務所](#)
- ・ [京都事務所](#)
- ・ [大阪事務所](#)
- ・ [福岡事務所](#)
- ・ [北九州事務所](#)

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

参考：東京事務所の例（アップロード以外）

原産品判定における立証資料の提出について (東京事務所からのご案内)

2021年1月5日
日本商工会議所 東京事務所

東京事務所での原産品判定資料提出についてご案内いたします。

<提出方法>

立証資料の提出方法は、以下のいずれかとなります。

①申請画面にアップロードする（pdf形式のみ）

アップロードの手順は、以下のリンクよりマニュアルをご確認ください。

[特定原産地証明書発給システムでの原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能について](#)

※立証資料は産品毎（原産品判定申請毎）に分けて作成し、各申請画面にてそれぞれアップロードしてください。

②FAXにて送信する

送信先：03-6372-1689

2021年1月5日よりFAX番号が変わっています。

（旧FAX番号は2020年12月25日15:30を以て不通となっております。）

※提出資料の右上に判定受付番号を必ず明記してください。

判定受付番号の記載がない資料は、FAXを送信していただいても受付できないことがあります。

※発給システムにて原産品判定を申請されましたら、**直ちに資料をご提出ください。申請日を含め3営業日以内に**資料が到着していない場合には、**申請の状態を「保留」と**させていただきます。

※FAXでの送信枚数が概ね30枚を超えるような場合には、郵送でのご提出をお願いします。

輸送中の紛失や、資料未着に関する責任は負いかねます。必ず、追跡できる郵送手段をご利用ください。

郵送先：〒110-0015

台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO 3 階

日本商工会議所 東京事務所 原産品判定担当 宛

2021年1月5日より事務所を移転しております。

（旧事務所の営業は2021年12月25日を以て終了しております）

東京事務所では、FAXによる提出も可能です。※ただし、FAXが30枚を超える場合は郵送

原産品判定の申請を行ってから3営業日以内に提出がない場合は、申請状態が「保留」とされますので、判定依頼の後はすぐに根拠書類をFAXしましょう。



参考

原産品判定における立証資料の提出について
(東京事務所からのご案内)

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/tokyo_teshutsu.pdf

※提出の仕方は、判定事務所によって異なりますのでご注意ください。

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得＜4-3判定依頼＞

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。

(5)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

☐ 無	以下の規定を使用しない
☐ 1	僅少(DMI) (協定第3章第28条)
☐ 2	累積(ACU) (協定第3章第29条)
☐ 3	同一の又は交換可能な材料 (協定第3章第35条)

WOを選択した場合、
ここは自動的に＜無＞
が選択されるんだね！

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関する ご担当者	◎	氏 名：半角	輸出 太郎
	◎	電話番号：半角	03-5219-8777
		FAX番号：半角	03-5219-8793
		E-mail：半角	

自動で表示

判定審査完了メールを希望する場合は、
[E-mail]欄に送信先のメールアドレス
を入力してください。

■判定審査完了のメール送信希望の有無

12

E-mail送信希望	☒ 希望する ☐ 希望しない	E-mail：半角	y-taro@tk-trading.co.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
------------	--	-----------	---

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)、発給機関に保存されます。

最後に内容を確認したら、判定依頼のボタンをクリックします。
問題なければ、原則3営業日で承認されます！

13

キャンセル

保 存

判定依頼



STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>

第一種特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
判定手続中	0件	発給手続中	0件	
誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	

※ 08月03日 09時38分現在の【住本 直也】様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
判定手続中	0件	発給手続中	0件	
誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】件です。

メインメニュー

1 発給申請

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

引換書・受領書印刷

原産品判定

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品利用状況

後日請求郵送依頼



「発給申請書入力」→「新規入力」
の順でボタンをクリックします！

企業情報

企業情報の変更(サイ)

有効期限の更新(期)

メール送信設定

パスワード変更

発給申請書一覧

メニューに戻る

発給受付番号	状態	発給申請	製品情報	HSコード
申請日 ※	申請者名 (部分一致)	輸入者名 (部分一致)	協定	発給事務所
証明書番号 (完全一致)	1頁表示件数	20		

検索表示

※ 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)
※ 二桁の発給受付番号の大きい順に表示されます。過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

2 新規入力

TSV形式で新規入力

戻る



■STEP4 原産地証明書の取得＜4-4発給申請＞

発給申請書入力
メニューに戻る

キャンセル 保 存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中

[注意事項](#)

1. 当社／私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社／私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社／私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

3

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日ベトナム協定 ▼
発給事務所	東京事務所 ▼

発給事務所の一覧は、44ページをご参照ください！

ここでは、
協定と発給事務所を選択するぞ。

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>

■発給申請者

第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産地判定依頼により原産地として判定された製品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。

英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎	和文氏名	輸出 太郎
	◎	英文氏名	Taro Yushutu
	◎	企業登録番号	A111111111
	◎	和文社名(屋号)	株式会社東京共同商事
	◎	英文社名	Tokyo Kyodo Trading Co., Ltd
		和文役職：全角	
		英文役職：半角	
		電話番号：半角	03-5219-8777
		FAX番号：半角	03-5219-8793
		E-mail：半角	
	◎	郵便番号	〒 100- 0005
	◎	和文所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル9階
◎	英文所在地	9th Floor, Kokusai BLDG. 3-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0005, JAPAN	

[発給申請者] の項目は
自動入力されているよ！

次に、**輸入者情報** を入力しましょう！

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。

英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。

英文社名および所在地は、証明書に印字されます。

英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。

英文社名
を入力

輸入者	4 ◎	英文社名：半角	VIETNAM FRUITS TRADING CO., LTD.
	◎	英文所在地：半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後には スペースを入れて ください。	20th Floor, Food Tower, Fruits Street, Apple District, Ho Chi Minh, VIETNAM
		電話番号：半角	
		FAX番号：半角	

英文所在地
を入力

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

■STEP4 原産地証明の取得＜4-4発給申請＞



次に、**輸送手段**を入力しましょう！

ここでは、**船積日（予定日）**が入力必須なんだね。



■輸送手段

※船積日（船荷証券または航空貨物運送状の日付）を記入してください。

船積（予定）日は必ず記入してください。

積込地、経由地および仕向地並びに便名（船名またはフライトナンバー）について分かる範囲で記入してください。

原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日、積込地、便名は必ず記入してください。

遡及して発給される場合は、欄8に“Issued Retroactively”と印字されます。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください（ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます）。

積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、ベトナムに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第31条の直接積送に適合するものでなければなりません。

証明書
に
記載
する

5 Means of Transport and route	◎	船積日（予定日）	2021 年 7 月 16 日	☒
		積込地：英文	Tokyo	☒
		経由地：英文 (ベトナム・日本以外)		☒
		仕向地：英文	Ho Chi Minh	☒
		便 名：英文	TKAO888	☒

船積日
（予定日）
を入力

第三部：例題 第三者証明制度における手続き

STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



■ 第三国

※ 第三国
英文名

第三国
インボイスの
発行者

[第三国インボイスの発行者]欄は、
今回該当しないため未入力で構いません。

英文所在地：半角
(ベトナム・日本以外)

■ 原産品名・数量・インボイス番号など

※ 原産品判定番号が正しいか今一度確認してください。
特に複数の生産者から、同一原産品名の同意通知を受けている場合、TSV取り込みや複写
ください。

6

産品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい



<産品情報入力・修正／削除>
ボタンをクリックし、産品情報入力
画面で必要事項（数量・単位・
インボイス番号、インボイス日付）
を入力していきましょう！

原産品判定番号を入力
すると黄色網掛け部分は
自動入力されるんだ！



入力できたら、
<登録> → <戻る>

7

産品情報入力

※ 産品ごとに、原産品判定番号、数量または重量(半角英数字、半角記号15字以内、単位は10字以内)、
インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映)
原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。
ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

インボイス日付欄の日付は、発給申請日以前である必要があります。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

① 第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。
② 第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。
第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。

産品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、産品情報入力ボタンの上の「第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者」欄に記入してください。

原産品判定番号		原産品名	数 量	単 位
1234567890 (直接入力)		APPLE	3000	CS
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号
080810	A11111111	APPLE		Tokyo-1111
				インボイス日付
				2021 年 7 月 15 日

登録 削除 戻る

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



次に、**包装数量・形態**を入力しましょう！

■荷印および荷物番号／包装数量および包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

8 製品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・形態)	3000 CS



ケースマーク(荷印・荷物番号)とは、
輸出する貨物の外装に刷り込む記号や番号のことだね。
この項目は入力必須項目ではないので、入力しなくてもOK!

■STEP4 原産地証明書の取得＜4-4発給申請＞



次に、**手数料納付方法**を入力しましょう！

■本件に関するご担当者

本件に関する ご担当者	◎	氏 名：全角	輸出 太郎
	◎	電話番号：半角	00-0000-0000
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	

「本件に関するご担当者」欄は
自動で入力されるんだね。



■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。

銀行振込／クレジット決済の場合の証明書の交付は、ご入金（決済）の確認後になります。

なお、クレジットはオンライン決済のみ（窓口不可）です。

手数料納付方法	☐ 現 金	交付(受取)方法	☐ 窓	☐
	☒ 銀行振込／クレジット決済		☒ 郵	☐ 送

9

■STEP4 原産地証明書の取得 <4-4発給申請>



最後に、交付準備完了メールを希望する場合は、
[E-mail]欄に送信先のメールアドレスを入力しましょう！

■ 交付準備完了後のメール送信希望の有無

※手数料納付方法が振込の場合は、手数料金額の確定後にもメールを送信します。

E-mail送信 希望	☒ 希望する	E-mail：半 角	y-taro@tk-trading.co.jp
	☐ 希望しない		※メインメニューで初期値を設定できます。

10

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル

保 存

発給申請

<発給申請> ボタンをクリックしたら、
発給申請の手続き完了だ！！

問題なければ、原則2営業日で発給されます！



出荷伝票

伝票番号 1234567

明細

生産場所 の確認書類

(判定依頼者) 殿

2021年 7月 15日

農林産品に係る生産証明書

住所 青森県黒石市上ノ郷町1-1

氏名 田中 秀雄 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

農林産品に係る 生産証明書

[illegible]

原産地証明書
の写し

Invoice

Packing List

船積書類
の写し

BL

日ベトナム協定の書類保存期限は3年でしたよね。
この4点の書類をセットにして保存しておきます！

■ Q & A



生鮮食品は、鮮度が命。
できるだけ早く手続きをしたいのですが
どうしたらよいでしょうか？



色々な手を打つことができますので、順に紹介しますね！

A 1：自己証明制度を使う

A 4：GI制度を活用する

A 2：企業登録を先に済ませておく

A 5：発給申請を船積み前にする

A 3：過去に取得済の判定承認を利用する

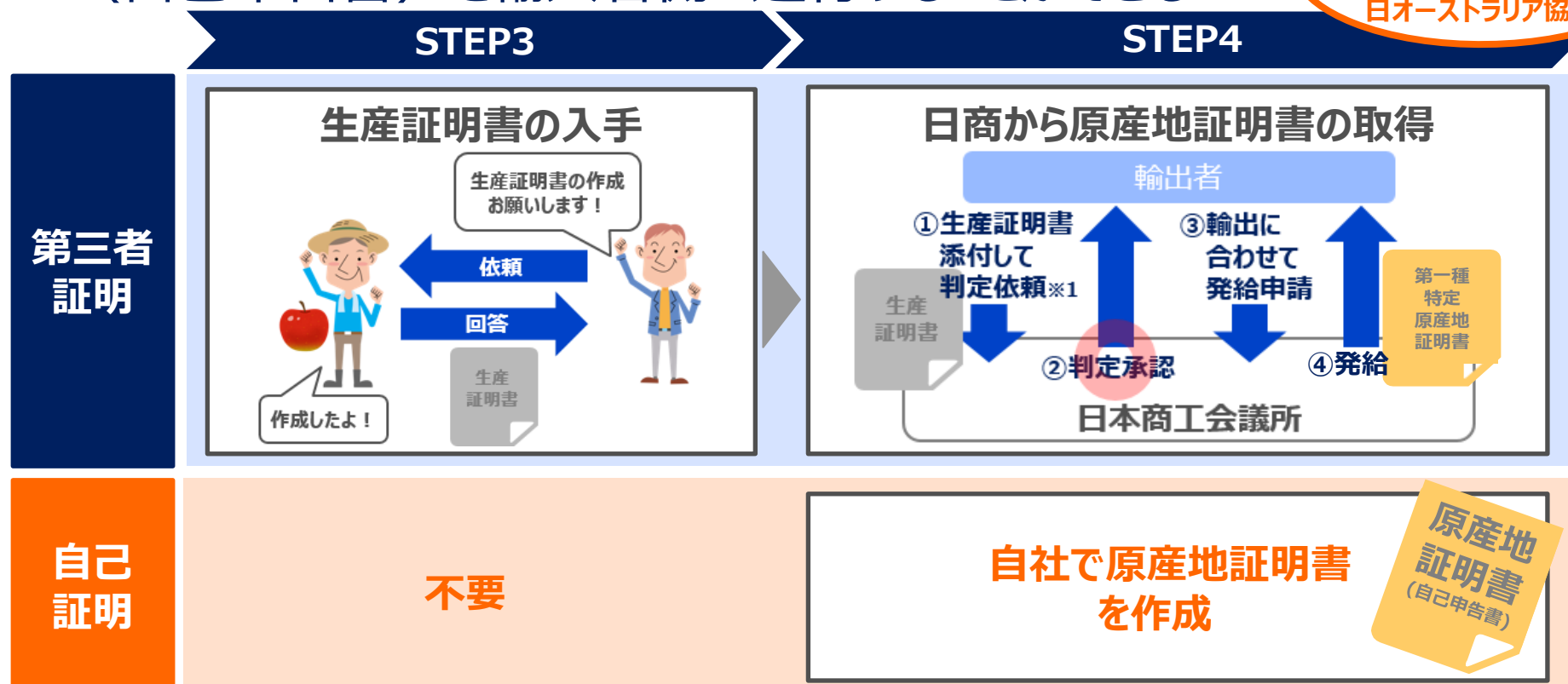
A 6：認定輸出者の認定を受ける

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A1：自己証明制度を利用する

自己証明制度では、生産証明書の入手、日商手続きが不要
そのため、第三者証明制度よりも早く、原産地証明書
（自己申告書）を輸入者側に送付することができる

採用協定：
CPTPP、日EU協定、
日英協定、日米貿易協定、
日オーストラリア協定



※各協定で採用されている証明制度の詳細は P 14をご参照ください。

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A2：日商システムへの企業登録を先に済ませておく

日商システムを利用するにあたり必要となる企業登録には、

原則7営業日ほど時間がかかる

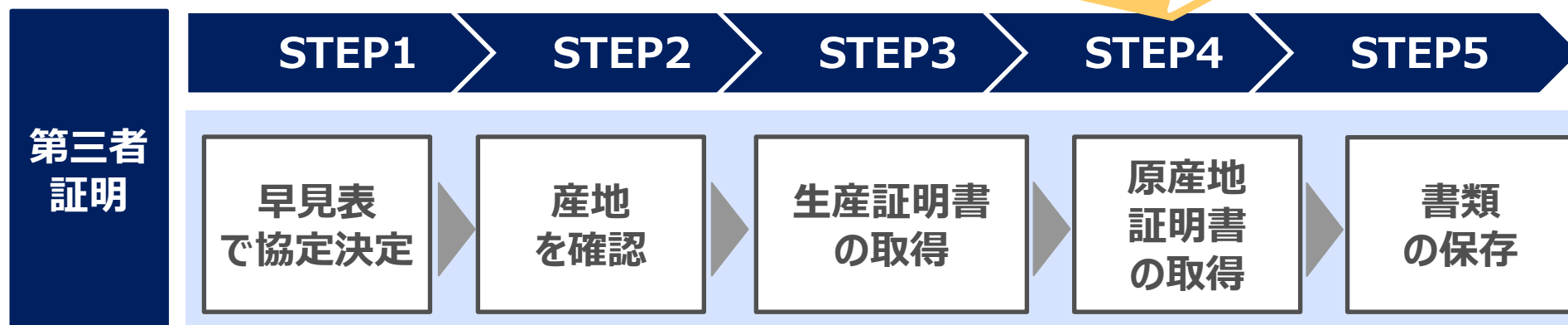
企業登録を先に済ませておくことで、生産証明書入手後すぐに
第一種特定原産地証明書の取得手続きを進められるようになり
時間短縮できる

並行して
進めておく

－ 初めて日商手続きをする場合 －

STEP4に入るまでに日商システムへの企業登録

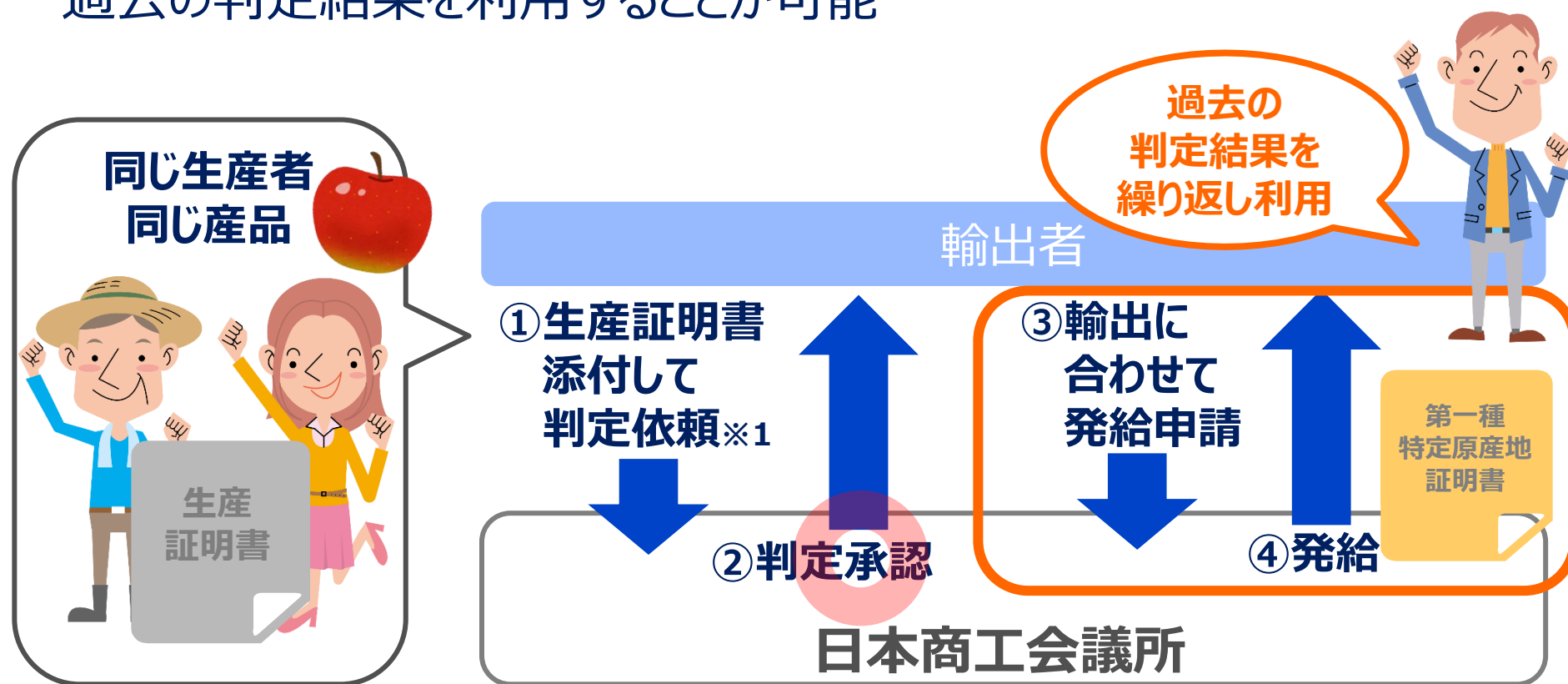
第一種
特定原産地
証明書



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A3：過去に取得済の判定結果を利用する

過去に判定依頼をして承認された産品（同じ生産者から仕入れた同じ産品）については、再度判定依頼をする必要はなく、過去の判定結果を利用することが可能



Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A4：GI制度を活用する

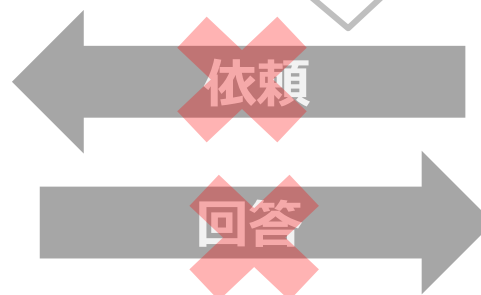
GI産品を輸出する場合は、原産品であることを明らかにする資料として、生産証明書の提出に代えて、**GI登録名称の記載された契約書、仕入書、伝票等の写しと所定の様式（説明書）**を提出することにより、原産品判定の手続きを簡素化できる

生産証明書は不要なのね！
手続きが簡単ね！



私の自慢のGI産品、
いっぱい輸出してください！

生産証明書の作成
お願いします！



輸出者側だけで書類の準備が
できるから、時短になるな！



伝票

説明書

卸売市場で買い付けた場合は生産証明書の取得が
難しかったけれど、この制度を使えばEPA活用できそうだ！

＜参考＞ そもそもGI保護制度とは？ GI=Geographical Indication

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

＜ブランド価値を持った食材を、認め、守りながら、世界に広める取組み＞と考えることもできます。



EPA手続きにおけるGI活用のポイント

対象産品かどうかは農水省のサイトから確認できます！
説明書の様式もこちらのサイトから確認！

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta-kanren/gi.html>

①対象産品か確認

簡素化の対象となるGI産品については、「**地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧**」に掲載された産品のみ！GI産品全てが簡素化の対象とはならないので注意。対象となるGI産品は、随時更新されますので、手続きを行う際には最新版を確認しましょう。

②所定の様式の説明書を準備

「**地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書（様式）**」を作成します。
原産品判定依頼時には、この説明書と、GI登録名称の記載された納品書、仕入書、伝票等の写しを提出します。

＜参考＞EPA利用手続きの簡素化対象となるGI産品

EPA利用手続の簡素化対象となるGI産品

令和3年
6月2日現在

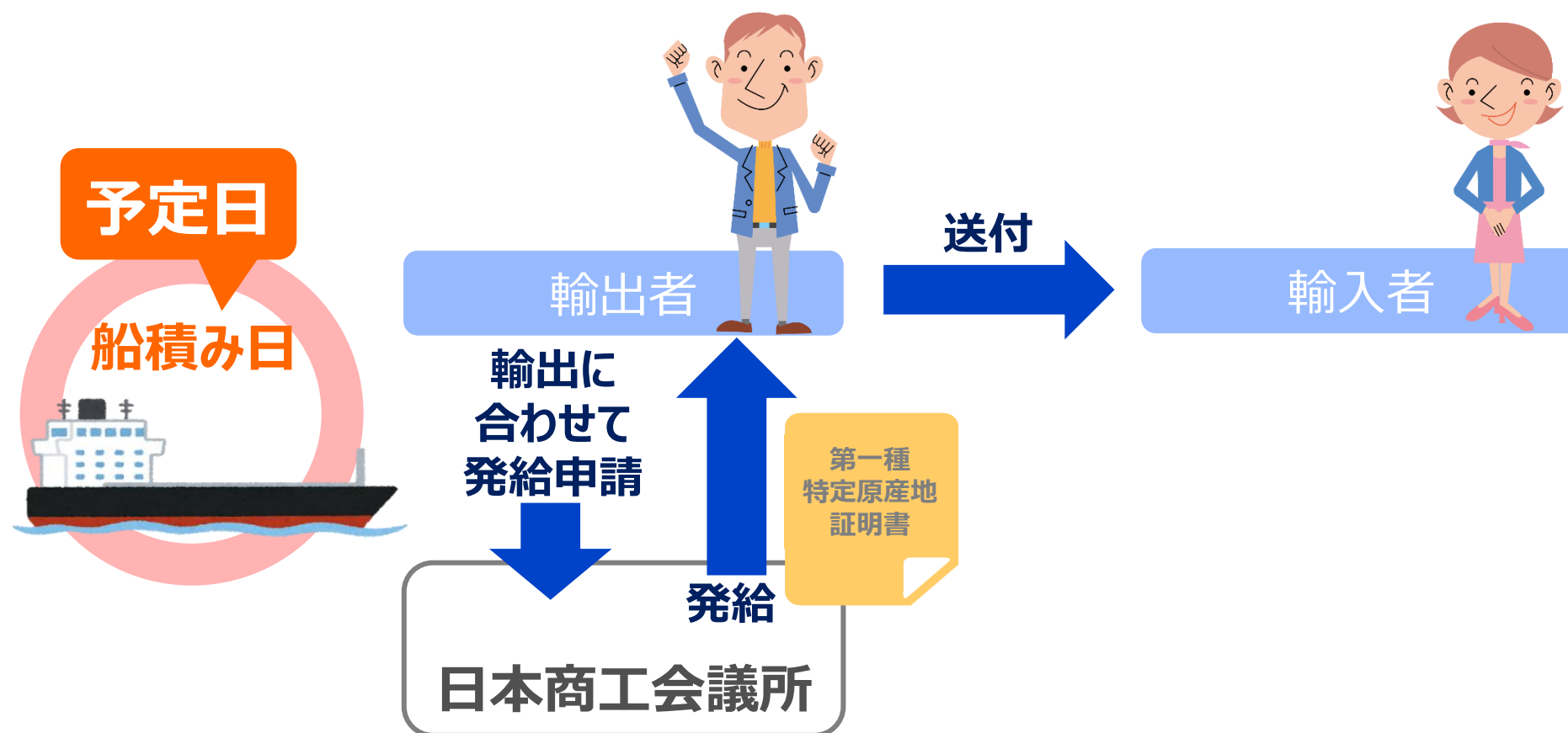
番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称
1	あおもりカシス	21	十勝川西長いも	40	美東ごぼう	61	対州そば	80	大栄西瓜	96	物部ゆず
2	但馬牛	23	十三湖産大和しじみ	42	木頭ゆず	62	山形セルリー	81	津南の雪下になじん	97	福山のくわい
3	神戸ビーフ	24	連島ごぼう	43	上庄さといも	63	南郷トマト	82	善通寺産四角スイカ	98	富山干柿
4	夕張メロン	25	特産松阪牛	46	桜島小みかん	64	ヤマダイかんしょ	83	比婆牛	99	山形ラ・フランス
5	八女伝統本玉露	26	米沢牛	47	岩手野田村荒海ホタテ	66	岩手木炭	84	豊島タチウオ	100	徳地やまのいも
6	江戸崎かぼちゃ	28	前沢牛	48	奥飛騨山一村寒干し大根	67	くまもとあか牛	85	伊吹そば	101	網走湖産しじみ貝
8	くまもと県産い草	29	くろさき茶豆	50	堂上蜂屋柿	68	二子さといも	86	今金男しゃく	102	えらぶゆり
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	30	東根さくらんぼ	51	ひばり野オクラ	70	大山ブロッコリー	87	東出雲のまる畑ほし柿	103	西浦みかん寿太郎
13	市田柿	31	みやぎサーモン	52	小川原湖産大和しじみ	71	奥久慈しゃも	88	田浦銀太刀	104	河北せり
14	吉川ナス	32	大館とんぶり	53	入善ジャンボ西瓜	72	こおげ花御所柿	89	大野あさり	105	清水森ナンバ
15	谷田部ねぎ	33	大分かぼす	54	香川小原紅早生みかん	73	浄法寺漆	90	大鰐温泉もやし	106	甲子柿
16	山内かぶら	34	すんき	55	宮崎牛	74	菊池水田ごぼう	91	三瓶そば	108	わかやま布引だいこん
17	加賀丸いも	35	新里ねぎ	57	辺塚だいたい	75	つるたスチューベン	92	檜山海参	109	大口れんこん
18	三島馬鈴薯	36	田子の浦しらす	58	鹿児島黒牛	76	小笹うるい	93	大竹いちじく		
19	下関ふく	37	万願寺甘とう	59	水戸の柔甘ねぎ	77	東京しゃも	94	八代特産晩白柚		
20	能登志賀ころ柿	38	飯沼栗	60	松館しほり大根	78	佐用もち大豆	95	八代生姜		

出典：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/pdf/gi-4.pdf

Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A5：発給申請を船積み前にする

発給申請の手続きは船積み前に行うことも可能
発給申請時に入力する船積み日は予定日の情報でも問題ない



第三部：例題 第三者証明制度における手続き

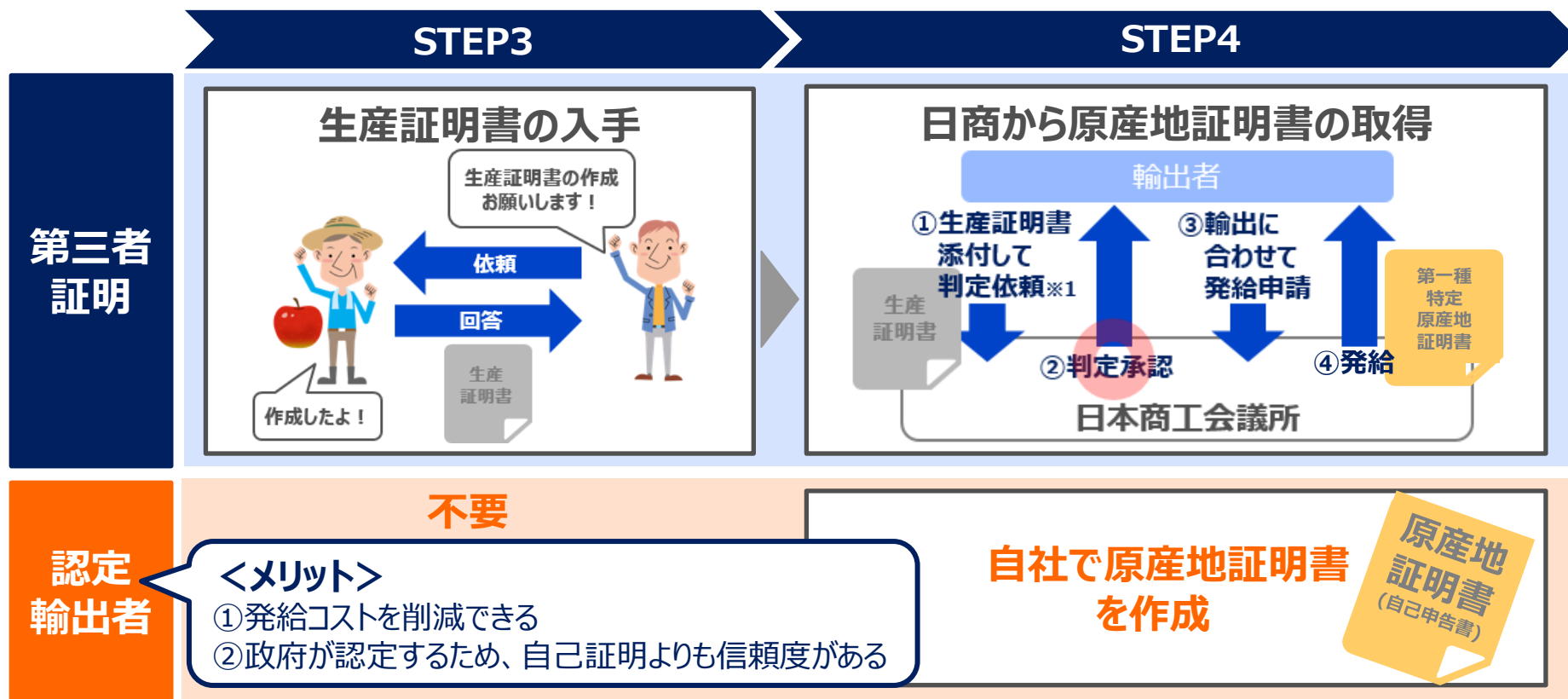
Q：できるだけ早く手続きをするにはどうすればいいですか？

A6：認定輸出者の認定を受ける

輸出者は自ら原産地証明書の作成ができるため、
日商での手続きよりも早く対応できる

※例えば、市場で仕入れたリンゴをその日のうちに航空便で発送する場合などに利用できる。

採用協定：
日メキシコ協定
日スイス協定
日ペルー協定
RCEP（未発効）



■ Q & A



手続きに手間取って、**原産地証明書の取得が間に合わない場合**も出てくるかと思います。
その場合は、どうしたらよいでしょうか？



いくつか手を打つことができますので、順に紹介しますね！

A1：（船積み間に合わなかったら）遡及申請をする

A2：（輸入通関に間に合わなかったら）還付制度を確認する

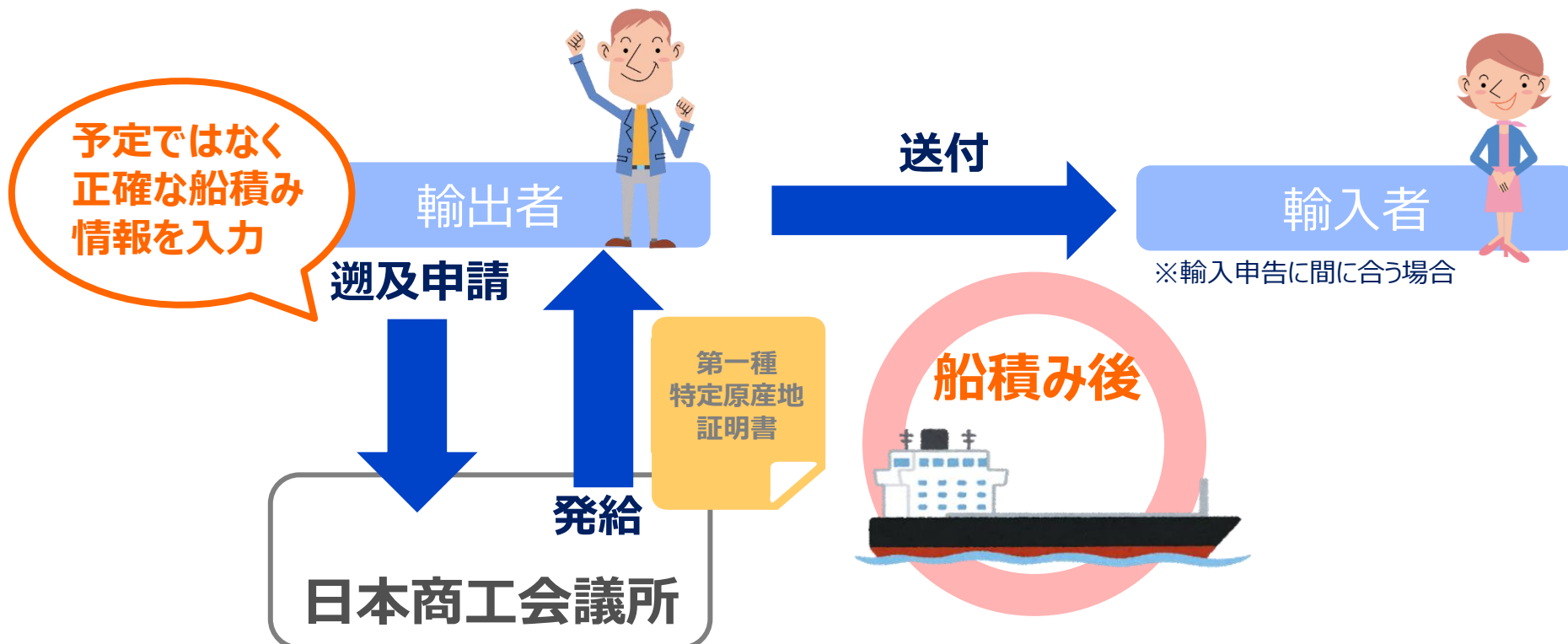
Q：原産地証明書が間に合わなかったらどうすればいいですか？

A1：（船積み間に合わなかったら）遡及申請をする

発給申請は、原則、船積みまでに行うこととなっている

しかし、船積み後でも、発給手続きを行うことができる（遡及申請）

※遡及申請ができる期間は協定によって異なるので、各地の日本商工会議所へお問合せください。

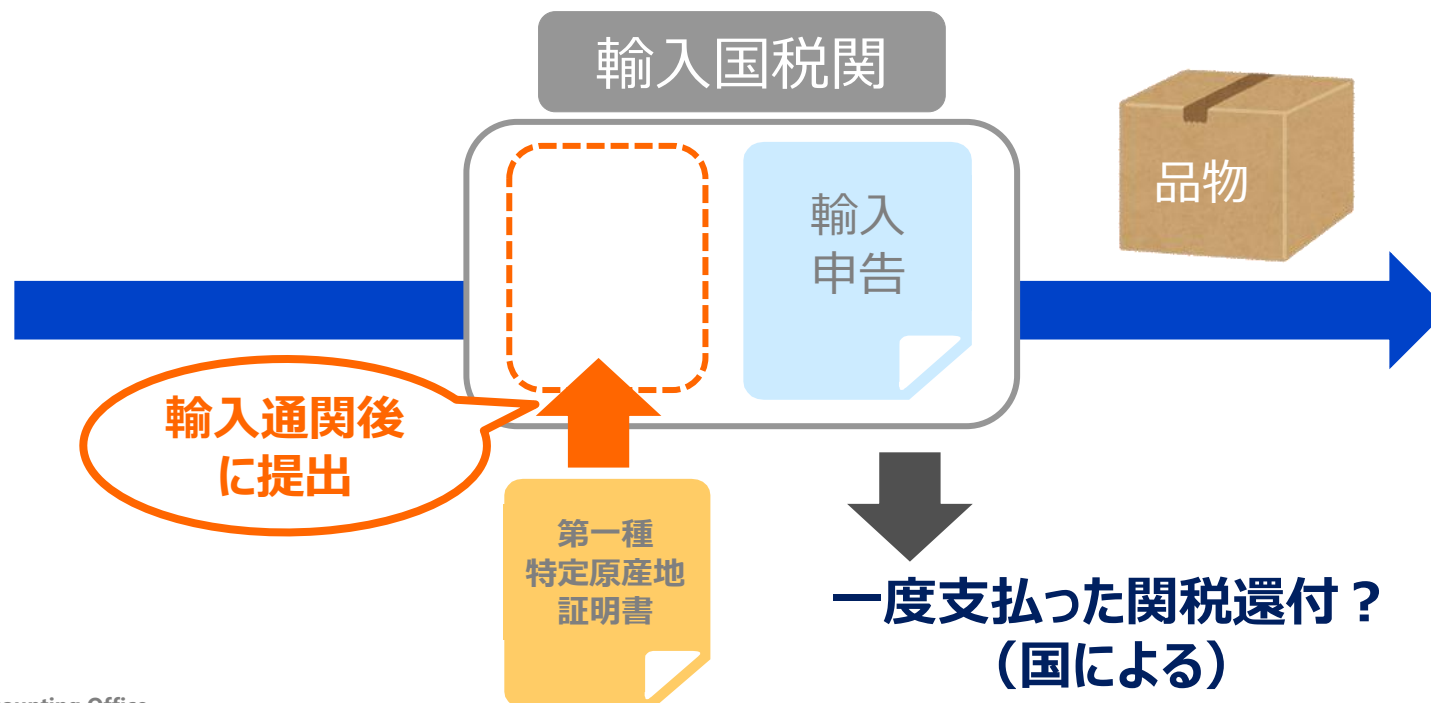


Q：原産地証明書が間に合わなかったらどうすればいいですか？

A2：（輸入通関に間に合わなかったら）還付制度を確認する

輸入通関時に原産地証明書が間に合わなかった場合でも、
遡及申請を行い、原産地証明書を提出することでEPAを
適用できる可能性はある

※一度支払った関税の還付を受けられるかどうかは、輸入国の国内法によるため、
輸入国側にご確認ください



第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

**第四部****例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！